

「宮城県津波対策ガイドライン」と内閣府「避難勧告に関するガイドライン」との整合性に関する意見について

○ 整合可 [13] (うち条件付可 [7]), ● 整合の必要なし [7], その他・意見なし [19]

	市 町 ・ 消 防	市 町 ・ 消 防 以 外
整 合 可	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特段の事情が無い限り、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に統一した方が混乱が生じないと思う。 ○ 県と内閣府のガイドラインの整合性を図った方が、市・町としてのガイドラインを検討しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の安全を確保する観点から、内閣府のガイドラインと整合を図ることに問題はないと思われる。 ○ 安全面に重点を置いた初動体制を確保すべきであり、内閣府のガイドラインに沿った基準への見直し検討が必要と思われる。 ○ 東日本大震災の教訓から、内閣府のガイドラインに合わせ、「基本的に避難指示(緊急)」を発令するよう改正すべきである。 なお、発令対象エリアについては、内閣府のガイドラインと同じで良いと考える。
課 題 は あ る が 条 件 等 に よ り 整 合 可	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的には、国ガイドラインを踏襲したほうが良いと思われるが、ハイウォーターレベルかつ津波注意報の予報値の最大値(1m)であった場合、堤防が未完成などの理由で陸地側が浸水することもあり得ることを考慮すべきと思われる。 ○ 津波注意報で避難指示(緊急)を発令する場合、津波警報等発表時と明確に区分した内容で広報を実施する必要がある。 ※津波注意報で避難指示(緊急)を発令とした場合、津波警報等の発表により、緊急に避難が必要となった場合の避難指示(緊急)の効果が薄れてしまう心配がある。(特に津波注意報は遠地津波でも発表されるので、その頻度が多くなる。) 津波注意報による避難指示(緊急)の発令を周知する場合、住民への広報等は、基本的な区分である「海岸堤防等より海側の地域を対象とする。」を考慮した内容を検討する必要がある。 ○ 整合性を図ることについて基本的に理解できるが、現場にて避難広報等を行う上で、対象エリアを完全に把握できるかどうか、また、エリアの境界では「避難指示(緊急)」と「発令なし」とに対応が完全に分かれてしまうため、その周辺の住民に戸惑いなどが生じないか懸念される。 ○ 発令基準は、津波注意報であっても避難指示(緊急)とするとしているが、発令エリアの区分(整理)には時間を要することから津波注意報の場合に強制力のある避難指示(緊急)とすることは現時点では困難と思われる。 ○ 避難指示(緊急)の発令対象区域において津波警報及び大津波警報では浸水が想定される地域を対象に発令することになっており、整合性を図る場合には、津波浸水想定区域図が必要となってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発令対象エリアは津波浸水想定区域等の根拠を明確にした上で、地域特性、自治体の体制等も含め総合的に勘案して決定する必要があると考える。 ○ 海岸堤防等の整備状況や地盤沈下等を考慮した避難対象エリアの設定が必要であり、また、詳細な津波浸水想定が設定されていない現状では、津波警報・大津波警報で対象エリアの切り分けが出来ないことから、当面安全に配慮した対象エリアを設定することなど、ガイドラインの利用者(市町など)の立場を考え、具体的な設定方法の記載が必要。
整 合 の 必 要 な し	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県津波対策ガイドラインは、内閣府のガイドラインと一律に整合を図るのではなく、沿岸市町の状況を踏まえて改訂すべきと考える。 ● 地域の特性により避難対象が異なるため、警報等の種類に応じた、避難勧告等が発令すべきと考える。 ● 津波の原因となる地震の震源地・規模等により、避難勧告等の発令は、市町村ごとに個別に判断することが望ましく、県内一律にマニュアル化・統一化することには、難しさがあるものと考えられる。 ● 港がない、ハード整備が進んでいるなど地域によってそれぞれ特性が異なるため、津波注意報が発令された時点で一律避難指示(緊急)を発令する必要はないと考えている。そのため、無理に整合性を図る必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波注意報で対象地区に避難勧告を発令する必要性は低いという見方を支持する。津波注意報の場合に海岸付近にいる人たちに対して知らせ、避難を勧めることは、国のガイドラインと同じ考え方である。津波注意報では住民の切迫感あまりない。 ● 津波注意報発表時にも一律に避難指示(緊急)を発令するのは実際の避難行動と乖離することが懸念される。 今度津波を受けた防潮堤等の整備状況や、海面高と背後地の地盤高さの関係、津波注意報の継続時間等を考慮すると、必ずしも一律に避難指示(緊急)或いは避難勧告を発令する必要は無いと考える。 津波注意報発表時に避難指示(緊急)又は避難勧告を発令するかどうかは、地域の実情(海岸背後地の利活用状況・港の経済活動の状況・発令時の時間・津波以外の気象状況等)を総合的に勘案したうえで、市町の判断で発令できるようにするべきと考える。 ● 平成28年11月22日の福島県沖地震による津波で見られたように、津波注意報が津波警報に切り替わる際に避難勧告ではなく避難指示(緊急)に切り替わる場合があることを考慮し、例えば「…海岸付近から離れるように避難勧告または避難指示(緊急)を発令する必要があります」としたかどうか。 発令対象エリアについては必要な範囲を段階的に発令していくことが望ましいと考える。